

別紙3

1か月の利用料金について

ユニット 加算型 介護保険基本料金及び加算料金について

項目	料金															
施設サービス費 (利用者負担額)	介護1	802/日		介護2	848/日		介護3	913/日		介護4	968/日		介護5	1018/日		

以下の加算項目は、個人の身体状況・認知度・体調・在宅復帰等により、個々により異なります

項目	加算額1日(回)	内容	☑
サービス提供加算(Ⅰ)	22/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分80以上である場合に加算されます	✓
夜間職員配置加算	24/日	厚生労働大臣が定める夜勤職員の勤務条件が基準を満たす場合加算されます	✓
在宅復帰支援加算(Ⅰ)	51/日	国が定める基準を満たした際に加算されます	✓
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60/日	身体・認知・栄養・口腔・医療の状態の情報を厚生労働省に提出をしている場合に加算されます	✓
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10/月	安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する対策を講じる場合に加算されます	✓
協力医療機関連携加算	50/月	協力医療機関と連携している場合加算されます(令和7年3月末までは100単位)	✓
高齢者施設等感染対策 向上加算(Ⅰ・Ⅱ)	15/月	感染症に対し医療機関と連携をしている場合に加算されます	✓
リハビリマネージメント計画書 情報加算(Ⅱ)	33/月	リハビリテーション実施計画を説明し、厚生労働省に提出をしていると加算されます	✓
初期加算	(Ⅰ)	60/日 急性期病院を入院後30日以内の入所の際は、入所した日から起算して 30日以内 の期間については、1日につき左記の料金が加算されます	(✓)
	(Ⅱ)	30/日 入所した日から起算して 30日以内 の期間については、1日につき左記の料金が加算されます	(✓)
短期集中リハビリテーション 加算(Ⅰ)	258/日	入所日から 3ヶ月以内の期間 で、集中的(1週間に3日以上)にリハビリテーションを実施した場合に加算されます。	(✓)
認知症短期集中 リハビリテーション 加算	(Ⅰ)	240/日 入所前後に自宅や社会福祉施設等に訪問し、生活環境を調査し。入所後3か月以内に医師の判断で認知症状を認める方に対し、リハビリテーションを実施した際に、1週に3日を限度として加算されます	(✓)
	(Ⅱ)	120/日 入所後3か月以内に医師の判断で認知症状を認める方に対し、リハビリテーションを実施した際に、1週に3日を限度として加算されます	(✓)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3/日	国が定める認知症介護の専門研修修了者が基準以上に配置されている時に加算されます	(✓)
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120/月	認知症状の発現を防ぐため、又は早期に対応するための平時からの取り組みを実施の場合加算されます	
かかりつけ医連 携薬剤調整加算	(Ⅰ)	140/回 入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、入所前の主治医と連携をした際に加算されます	
	(Ⅲ)	240/回 上記の(Ⅰ)を算定し、服薬情報を厚生労働所に提出をしている時に加算されます	
	(Ⅳ)	100/回 退所時に入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少している事	
ターミナルケア加算	死亡日	1900/日	
	死亡日 前日～前々日	910/日	医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、かつターミナルにかかる計画を作成し、説明同意の上、ターミナルケアを行なった場合に加算されます。
	死亡日以前 4日～30日	160/日	
	死亡日以前 31日～45日	72/日	
緊急時治療加算	518/日	緊急的な医療管理(注射、投薬、処置等)をの際に月に1回、連続する3日を限度度して加算されます	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480/日	肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全憎悪について投薬、注射、検査、処置を行った場合に加算されます	
特定治療	医療報酬点数	法律に規定するリハビリテーション、処置手術、麻酔等を行なった場合に算定されます	
退所時に必要に応じてかかる加算		入退所前連携加算(Ⅰ)600/回・(Ⅱ)400/回、退所時情報提供加算(Ⅰ)500/回・(Ⅱ)250/回 訪問看護指示加算300/回、退所時栄養情報連携加算70/回	
入所時に必要に応じてかかる加算		入所前後訪問指導加算(Ⅰ)460/回・(Ⅱ)480/回、 退所時情報提供加算(Ⅱ)250/回、再入所時栄養連携加算400/回	
その他状況に応じてかかる加算		経口維持加算(Ⅰ)400/月、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)3/月・(Ⅱ)13/月、外泊加算362/日、 緊急対応加算200/日、排泄支援加算(Ⅰ)10/月・(Ⅱ)15/月・(Ⅲ)20/月	
安全対策体制加算	20/回	外部研修を受けた担当が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている	✓
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		上記の1か月の総単位数に7.5%乗じられます。	✓

藤枝市は地域区分が「7級地」であるため、上記の1か月の総単位数に10.14円乗じた金額の1割が自己負担になります。

・1か月の利用料金は施設サービス費＋各加算＋自費料金(食費・居住費・その他)の合計金額になり、各個人により異なります

・この利用料金表は1割負担の対象の利用者です。2割負担の方は2を乗た負担額、3割負担は3を乗じた負担額になります

2、食費・居住費について

利用者負担段階	食費	居住費	対象者
第1段階	/	/	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者
第2段階	390円	880円	市民税非課税世帯＋公的年金収入額と合計所得金額が80万円以下（預貯金額 単身650万円以下、夫婦1650万円以下）
第3段階①	650円	1370円	市民税非課税世帯＋公的年金収入額と合計所得金額が80万円～120万円以下（預貯金額 単身550万円以下、夫婦1550万円以下）
第3段階②	1360円	1370円	市民税非課税世帯＋公的課税年金収入額と合計所得金額が120万円以上（預貯金額 単身500万円以下、夫婦1500万円以下）
第4段階	1890円	2420円	市民税課税世帯(非課税でも預貯金が一定額以上の方)

- ※ 介護負担限度額認定を受けるには、各市町村の介護保険課・各総合事務所に申請が必要です。
認定され、発行された「介護負担限度額認定証」を施設に提出して、上記の料金での適用となります
(認定証は提出月の初めまでさかのぼり適用となります)

3、その他自費料金

文書料	実費(税込み)
日用品費	200円(1日あたり)→「4、日用品費及び教養娯楽費の内訳」参照
教養娯楽費	200円(1日あたり)→「4、日用品費及び教養娯楽費の内訳」参照
電化製品持込代	1品持ち込み毎に1日あたり60円(男性のみ電気髭剃り持参時は無料)
私用洗濯代	1回400円
理美容代	実費
死後の処置料	実費

4、日用品費及び教養娯楽費の内訳

日用品費

項目	内容	金額(日)
洗面用品	洗面タオル、石鹸、歯ブラシ、歯ミガキ、化粧品	60円
入浴用品	タオル、バスタオル、シャンプー、ボディークリーム	50円
排泄用品	トイレ・ポータブルトイレ消臭剤	60円
消耗品費	ペーパータオル、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ	30円
合計		200円

教養娯楽費

項目	内容	金額(日)
レクリエーション費	写真代、レクリエーション材料費、CD・DVD	140円
行事費	行事・催し物の飾りつけ、行事の用品購入費	60円
合計		200円